進行原稿

令和８年度

第７回定例農業委員会会議録

令和 ８年 10月 20日　　開催
令和 ８年 10月 20日　　閉会

（場所）綾川町綾南農村環境改善センター

令和８年度　第７回　綾川町農業委員会会議録

農委告示　第10号
　令和８年度 第７回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和８年10月15日
　農業委員会会長　笹川 武義

召 集　　令和８年10月15日
場 所　　綾川町綾南農村環境改善センター
開 会　　令和８年10月20日　　午前　９時15分
閉 会　　令和８年10月20日　　午後 10時20分　（会期１日）

第１日目（10月20日）　　出席委員　　15　名

１番	笹川　武義	８番	滝川　廣男	15番	長川　富雄
２番	國重　義廣	９番	三好　直樹	16番	松岡　正広
３番	末長　憲二				
４番	長尾　清	11番	川西　正廣		
５番	西川　謙三	12番	丸尾　説男	19番	
		13番	福家　範行		
７番	佐藤　裕子	14番	横井　博美		

議事録署名委員
　　14番　　横井　博美　委員、　15番　　長川　富雄　委員

欠席　　６番　　中島　美紀　委員、　　10番　　金滝　耕治　委員
　　17番　　松内　利和　委員、　　18番　　藤重　英子　委員

公務のため出席した者の職氏名
　　事務局長　田岡 大史
　　事務局代理　　葛西 謙一　、　三好勇太　、　沖　幸征

傍聴人　　なし

議 事 日 程

令和 8 年 10 月 20 日

第 1　会期の決定について
第 2　議事録署名委員の指名について
第 3　議案第 1 号　農地法第 3 条（農業委員会）について
第 4　議案第 2 号　農地法第 4 条（県知事）について
第 5　議案第 3 号　農地法第 5 条（県知事）について
第 6　議案第 4 号　農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
第 7　議案第 5 号　農業経営改善計画の認定（町）について
第 8　議案第 6 号　青年等就農計画の認定について
第 9　議案第 7 号　綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
第 10　報告第 1 号　農地法第 18 条（通知）について
第 11　報告第 2 号　農地法第 3 条の規定による許可の取消について
第 12　報告第 3 号　農地法第 3 条競公売買受適格者証明について
第 13　報告第 4 号　綾川町地域計画の変更について

令和８年10月　農業委員会議事録

午前９時15分　　開会

職務代理
　みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和８年度第４回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。
　それでは、会長よりご挨拶お願いします。

会長
　　【挨拶】

職務代理
　ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局
　　【挨拶】

職務代理
　ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長
　それでは議事に移ります。

　本日の欠席者は、６番　　中島　美紀　委員、　　10番　　金滝　耕治　委員
　　17番　　松内　利和　委員、　　18番　　藤重　英子　委員
　よって、農業委員出席者は、　15名です。会期の決定ですが、会期は本日１日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同
　はい。

議長
　本日の議事録署名人には、14番　　横井　博美　委員、
　　15番　　長川　富雄　委員、を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第 1 号、農地法第３条の規定による許可申請について説明致します。今月は 4 件です。

議案第1号-1

地　図：[redacted]

権利等：　所有権移転　有償売買　総額120万円

申請地：[redacted]　　田　1,237 ㎡

譲渡人：[redacted]

譲受人：[redacted]

申請に至った理由ですが、譲受人は農地の近隣で介護事業を行っている医療法人で、ショートステイ入居者の機能維持・改善に役立てるため農地の取得を検討したところ、労働力不足による規模縮小を検討していた譲渡人との間で売買の合意が取れ、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はなく、今回の取得後の営農計画としては、入居者による野菜の作付けを予定しております。露地野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、隣接の介護施設から 0.1 ㎞以内、徒歩で 5 分以内であり、介護事業所の入居者が通作可能な圏内に居住するものと考えられます。農地法第３条第２項により、医療法人等の事業者がリハビリなど、当該事業に関する業務を行うために農地を取得することは認められており、本申請については許可相当と考えます。

なお、転用許可者である県（農業経営課）にも転用案件に当たらないことを確認しております。

議案第1号-2

地　図：[redacted]

権利等：　所有権移転　有償売買　総額20万3,100円

申請地：[redacted]　　田　2,031 ㎡

譲渡人：[redacted]

譲受人：[redacted]

申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足のため、従前より申請地を譲渡人に貸与おりましたが、今回、譲渡人との間で売買の合意が取れ、本申請に至ったものです。
譲受人の経営面積は、自作地が 12,542 ㎡、借入地 202,265 ㎡、経営地 計 202,265 ㎡、主に水稲、麦、野菜の生産を行っている認定農業者です。

譲受人の農作業暦は 34 年、農作業の従事日数は 300 日で、機械の所有状況については、

トラクター、耕運機が各 3 台、コンバインが 1 台、田植機が 2 台、乾燥機が 1 台、2t・軽トラック、箱バンが 4 台、農舎を 210 ㎡所有しております。

また、賃借に引き続いての水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.2 ㎞、徒歩で 3 分以内であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地　図：

権利等：　所有権移転　有償売買　総額 452 万円

申請地：　　田　1,520 ㎡　　他 5 筆　計 4,973.31 ㎡

譲渡人：

譲受人：

申請に至った理由ですが　　に居住している譲受人が、新規営農を検討しており、譲渡人との間で売買の合意が取れたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、取得後の営農計画としては、麦及び栗の栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は 180 日を予定しており、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、を各１台リースで確保しており、軽トラックを１台所有しております。また、麦及び栗の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 5 ㎞、自動車で 10 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地　図：

権利等：　所有権移転　有償売買　総額 13 万円

申請地：　　田　431 ㎡

譲渡人：

譲受人：

申請に至った理由ですが、譲渡人は経営の縮小を検討しており、規模拡大を計画する譲受人との間で売買契約の合意が取れたために本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、経営地として自作地が 7,732 ㎡、水稲、野菜の生産を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理されています。

譲受人の農作業暦は 58 年、農作業の従事日数は 200 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機が各 1 台、田植機が 1 台、トラックが 1 台、農舎を 66 ㎡所有しております。

果樹の作付け予定であることから、周囲への影響も無いものと考えます。
対象農地までの通作距離は、自宅から 0.1 ㎞以内、徒歩で 1 分以内であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。
以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5
地　図：
権利等：　所有権移転　無償贈与
申請地：　　田　605 ㎡外 4 筆　合計 7228 ㎡
譲渡人：
譲受人：
申請に至った理由ですが、譲渡人は生前贈与のため後継者へ所有権移転を行うため、本申請に至ったものです。
譲渡人及び譲受人の経営面積は、自作地が 4,239.7 ㎡で、経営地については現在全て適切に維持管理されています。
取得後の営農計画としては、引き続いてオリーブを予定しております。
譲受人の農作業暦は 30 年、農作業の従事日数は 270 日で、機械の所有状況については、バックホウ（ユンボ)、高所作業車が各 2 台、ドローン、搾油機が
各 1 台、トラックを 4 台があります。
オリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。
対象農地までの通作距離は、自宅から 0.5 ㎞、徒歩で 2 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。
以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第 2 号について、事務局より説明を願います。

事務局

事務局

それでは、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請」について説明致します。

今月は２件です。

議案第２号－1

地図・図面：[redacted]

申請地　　：[redacted]　畑　62 ㎡　他１筆　計 206 ㎡

併用地　　：[redacted]　宅地　855.97 ㎡

農地区分　：２種農地

申請者　　：[redacted]

転用目的　：宅地拡張

施設の概要：宅地への進入路

利用率　　：敷地面積 1,061.97 ㎡、建築面積 264.45 ㎡ 24.90％

資金内訳　：資金調達なし

工事期間　：H20 年　工事年月日不詳

造成　　：造成済みのためなし

雨水　　：既設の側溝へ排水

汚水　　：該当なし

他法令許可：該当なし

水利　　：[redacted]水利組合、[redacted]土地改良区、[redacted]土地改良区

隣接同意　：該当なし

始末書　　：添付あり

本申請については平成 20 年頃に農家住宅への進入路として利用してきましたが、転用申請や登記地目の変更までには至っていなかったので今回申請に至りました。

申請人からは、本申請地において未申請のまま放置してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

議案第２号－2

地図・図面：[redacted]　図面番号４条－2

申請地　　：[redacted]　田　284 ㎡

併用地　　：[redacted]　宅地　　合計 564.38 ㎡

農地区分　：２種農地

申請者　　：土地所有者：　法定相続人３名（被相続人　[redacted]）

[redacted]

[redacted]

[redacted]

転用目的　：宅地拡張

施設の概要：　倉庫　平屋建１棟　93.02 ㎡
利用率　　：　敷地面積 848.38 ㎡、建築面積 364.62 ㎡ 42.97％
資金内訳　：　資金調達なし
工事期間　：　H 元年　工事年月日不詳
造成　　：　造成済みのためなし
雨水　　：　既設の西側水路へ排水
汚水　　：　該当なし
他法令許可：　該当なし
水利　　：　[redacted]水利組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　添付あり

本申請については平成元年頃に農業用倉庫として利用してきましたが、転用申請や登記地目の変更までには至っていなかったので今回申請に至りました。
申請人からは、本申請地において未申請のまま法定相続人である申請者３名の父親が倉庫の建築に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
議案第 2 号について、ご質問はございませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局
それでは、議案第 3 号「農地法第５条の規定による許可申請」について説明致します。
今月は 5 件です。

議案第 3 号－1

地図・図面：　[redacted]　図面番号 5 条－1
権利設定　：　所有権移転
申請地　　：　[redacted]　田　447 ㎡　外 2 筆　合計 1,477.14 ㎡

併用地　：　[redacted]地先　農道 30.2 ㎡
農地区分　：　2 種農地
譲渡人　：　[redacted]
　　：　[redacted]
譲受人　：　[redacted]
転用目的　：　資材置場
利用率　：　－
資金内訳　：　土地代 950 万円、造成費 600 万円、建築費-万円
　　合計 1,550 万円
　　＜内訳＞自己資金 1,550 万円、借入金 0 万円
工事期間　：　R8.12.1～R9.8.31
造成　：　盛土　約 0.7m
　　切土　約 5 ㎝
　　コンクリート擁壁　重力式及びＬ型擁壁 H=0.54m～1.65m
　　法面　30 度以下
雨水　：　既存の雨水枡を利用、最終北及び南側水路へ放流
汚水　：　なし
他法令許可：　用途廃止協議中
水利　：　[redacted]土地改良区、[redacted]組合、[redacted]水利組合
　隣接同意　：　該当なし
始末書　：　該当なし

申請人は、[redacted]で昭和 50 年に設立、資本金 300 万円で、土木工事を行う法人です。
転用目的は資材置場で、所有権の移転をするものです。
転用に及んだ理由ですが今後の事業展開で利便性の良い場所での資材置場が必要となったため申請するものです。
候補地を検討を行いましたが、車両の出入りや敷地内での転回、資材スペースなど総合的に考え、本農地を選定しました。
事業の実施が確実であると見込まれること、候補地の比較検討も適正になされていること、さらに水利の同意も得られていることなどから許可相当と判断するものです。

議案第 3 号－2

地図・図面：　[redacted]　図面番号 5 条－2
権利設定　：　所有権移転
申請地　：　[redacted]　田　746 ㎡
併用地　：　なし
農地区分　：　2 種農地
譲渡人　：　[redacted]

譲受人：[redacted]
転用目的　：　建築請負契約締結 条件付きの分譲宅地
施設の概要：　住宅　2階建　2棟　87.77㎡、
利用率　　：　敷地面積746㎡、建築面積175.54㎡ 23.53%
資金内訳　：　土地代120万円、造成費400万円、建築費2,000万円
　　合計2,520万円
　　＜内訳＞自己資金2,520万円、借入金0万円
工事期間　：　R8.12.10～R11.12.9
造成　　：　盛土　0.33m
　　切土　なし
　　コンクリート擁壁　H=0.3m～0.5m
　　法面　なし
雨水　　：　ため桝を設置し、西側水路へ放流
汚水　　：　合併浄化槽で処理後水路に放流
他法令許可：　なし
水利　　：　[redacted]土地改良区、[redacted]水利組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　該当なし

申請地は８月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。
転用者は、[redacted]で平成２９年に設立、資本金1,000万円で、[redacted]に事務所を置き、分譲住宅等不動産事業を展開してきた法人です。
転用目的は建築請負契約締結が条件となった特定建築条件付の宅地分譲地で、所有権の移転をするものです。申請地は町道に面しており、周辺に小中学校、公共施設、店舗がある良好な生活環境であることから、販売見込みが立つため選定したものです。
事業の実施が確実であると見込まれること、候補地の比較検討も適正になされていること、さらに水利の同意も得られていることなどから許可相当と判断するものです。

議案第3号－3

こちらにつきましては、先ほど５条　議案2-2で説明させていただいた転用地の隣地となります。

地図・図面：　[redacted]　図面番号5条－3
権利設定　：　所有権移転
申請地　　：　[redacted]　田　425㎡　他1筆　合計684㎡
併用地　　：　[redacted]　農道　425㎡
農地区分　：　2種農地
譲渡人　　：　[redacted]

譲受人　　：　[redacted]
転用目的　：　建築請負契約締結 条件付きの分譲宅地
施設の概要：　住宅　2階建　2棟　109.30㎡、
利用率　　：　敷地面積684㎡、建築面積218.6㎡ 31.9%
資金内訳　：　土地代100万円、造成費600万円、建築費2,000万円
　　合計2,700万円
　　＜内訳＞自己資金0万円、借入金2,700万円
工事期間　：　R8.12.10～R11.12.9
造成　　：　盛土　0.2～1.56m
　　切土　なし
　　コンクリート擁壁　H=0.3m～1.6m
　　法面　なし
雨水　　：　ため桝を設置し、西側水路へ放流
汚水　　：　合併浄化槽で処理後水路に放流
他法令許可：　農道について用途廃止申請中
水利　　：　[redacted]土地改良区、[redacted]水利組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　該当なし

転用者は、[redacted]で平成２９年に設立、資本金1,000万円で、[redacted]に事務所を置き、建築工事、不動産事業を行う法人です。

転用目的は先ほどの5条議案2と同様、建築請負契約締結が条件となった特定建築条件付の宅地分譲地で、所有権の移転をするものです。申請地は町道に面しており、周辺に小中学校、公共施設、店舗がある良好な生活環境であることから、販売見込みが立つため選定したものです。

事業の実施が確実であると見込まれること、候補地の比較検討も適正になされていること、さらに水利の同意も得られていることなどから許可相当と判断するものです。

近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます

議案第3号－4

地図・図面：　[redacted]　図面番号5条－4
　　4条-議案2-2で説明した隣地となります。
権利設定　：　使用貸借権
申請地　　：　[redacted]　田　487㎡
併用地　　：　なし
農地区分　：　1種農地
貸付人　　：　法定相続人３名
　　[redacted]
　　[redacted]

[redacted]
借受人　　：　[redacted]
転用目的　：　農家の分家住宅
施設の概要：　住宅　平屋建　１棟 128.66 ㎡
利用率　　：　敷地面積　487 ㎡、建築面積 128.66 ㎡　26.41％
資金内訳　：　土地代 0 万円、造成費 800 万円、建築費 2,200 万円
　　合計 3,000 万円
　　＜内訳＞自己資金 0 万円、借入金 3,000 万円
工事期間　：　R9.1.20～R10.1.19
造成　　：　整地のみ
雨水　　：　集水桝から北側水路へ放流
汚水　　：　合併浄化槽による処理後、北側水路に排水
他法令許可：　該当なし
水利　　：　[redacted]水利組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　なし

申請地は８月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。
譲受人は、現在家族 2 人で親族等と同居しているが、将来的に家族が増える計画もあり、現在の住居では手狭であることから新たな住宅の建築を計画しました。将来的に農業を継承する意向もあり、また将来的な親の介護等の事業から、譲渡人の所有地のなかで候補地を検討した結果、申請地は 1 種農地ではあるが、代替地がなく、営農への影響が軽微であり、実家に最も近くに位置し、利便性がよいことから選定しました。
近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

議案第 3 号－5

地図・図面：　[redacted]　図面番号 5 条－5
権利設定　：　使用貸借権
申請地　　：　[redacted]　田　480 ㎡
併用地　　：　該当なし
農地区分　：　2 種農地
貸付人　　：　[redacted]
借受人　　：　[redacted]
転用目的　：　農家住宅
施設の概要：　住宅　平屋建　1 棟 109.3 ㎡、
利用率　　：　敷地面積　480.0 ㎡、建築面積 109.3 ㎡　22.77％
資金内訳　：　土地代 0 万円、造成費 312 万円、建築費 3,788 万円

合計 4,100 万円
＜内訳＞自己資金 0 万円、借入金 4,100 万円
工事期間　：　R8.12.1～R9.10.1
造成　　：　盛土　0.2m（花崗土）
雨水　　：　集水桝を設置、西側水路に放流
汚水　　：　合併浄化槽で処理後、西側水路に放流
他法令許可：　該当なし
水利　　：　[redacted]土地改良区、[redacted]水利組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　該当なし

申請人は、現在借家にて生活していますが、祖父の農地を引継ぎ営農を開始する予定となっています。農作業や農地の管理のし易い場所で住宅の建築を行うべく本計画地を選定したものです。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題はないと思われます

以上ご審議の程、よろしくお願いします。

議長
議案第 3 号について、ご質問はございませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第 4 号について、事務局より説明を願います。

事務局
議案第 4 号農地機構を通じた利用権設定について説明します。
契約件数：　87 件　合計　118,847 ㎡
新規契約：　2～4 番 10～15 番　28 番　55～87 番　53 件　70,936 ㎡
更新契約：　1 番　6～9 番　16～27 番　29 番　40～51 番　30 件　38,000 ㎡
移転・再貸付：5 番　52～54 番　4 件　9,911 ㎡
貸付先は、記載のとおりとなっております。
以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長
議案第 4 号について、ご質問はございませんか。

委員一同
　なし

議長
　続きまして、議案第5号について、事務局より説明を願います。

事務局
　農業経営改善計画の認定について説明します。今月は、更新3件の申請があります

議案第5号-1（更新）
　申請者　　：　[redacted]
　住　所　　：　[redacted]
　設立年月日　：　[redacted]
　作目・部門名：（R13目標）　議案のとおり
　農業経営等に関する目標：（R13目標）
　　目標所得　　：　600万円
　　年間労働時間：　1,200時間

　現在、高齢化により農地の維持が困難になってきているが、高性能機械を活用した生産体制の確立や新規組合員の加入促進、後継者育成により持続可能な担い手を確保していく予定です。地域内での基盤整備の早期実現に向け、検討会を立ち上げ、農地集積を図るとのことです。

議案第5号-2（更新）
　申請者　　：　[redacted]
　住　所　　：　[redacted]
　設立年月日　：　[redacted]
　作目・部門名：（R13目標）　議案のとおり
　農業経営等に関する目標：（R13目標）
　　目標所得　　：　650万円
　　年間労働時間：　1,000時間

　現在、地域の地権者と協議を進め、基盤整備に取組んでいます。農地の集積を進め生産コストの低減と作業効率の向上を図っている。組合員による地域や知人への働きかけを行い、新規加入者を確保できたが、さらに加入促進を行い、持続可能な地域農業の維持に努めるとのことです。

議案第5号-3（更新）
　申請者　　：　[redacted]、[redacted]

住　所　　：　[redacted]
生年月日　　：　[redacted]・[redacted]
作目・部門名：（R13 目標）　議案のとおり
農業経営等に関する目標：（R13 目標）
　　目標所得　　：　380 万円
　　年間労働時間：　1,800 時間

繁殖牛については優良系統受精卵を導入し、優良な後継牛を確保、市場での高価格、安定販売を目指すとのことです。WCS については今後も必要量の確保に努めます。既存の機械・施設の整備点検を徹底し、更新費用削減によるコスト減にも取り組むとのことです。

以上、3 件ご説明させていただきましたが、認定予定期間につきましては議案をご確認ください。また、全件、9 月に行われたました綾川町農業再生協議会の担い手部会において問題なく承認されておりますことを報告いたします。

審議のほどよろしくお願いします。

議長
議案第 5 号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第 6 号について、事務局より説明を願います。

事務局
それでは、議案第 6 号青年等就農計画の認定について説明します。今月は申請が 1 件です。

議案第 6 号－１
予定認定番号：　[redacted]
申請者　　：　[redacted]
住　所　　：　[redacted]
生年月日　　：　[redacted]
作目・部門名：（R13 目標）　議案のとおり
農業経営等に関する目標：(R13 目標)
　　目標所得　　：　250 万円
　　年間労働時間：　2,000 時間

祖父の農地を活用し、ブドウとラナンキュラスの複合経営により安定的な収入の確保を目指す。

[redacted]氏の技術・知識の習得状況ですが、令和８年４月から令和９年３月までの予定でブドウは綾川町の個人生産者、施設花弁は高松市の個人生産者のもとで栽培管理、出荷調整等に関する研修を受けています。こちらにつきましても、9 月に行われました綾川町農地再生協議会の担い手部会において問題なく承認されておりますことを報告いたします。

以上ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

議案第６号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第７号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第７号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、除外案件が１件です。

議案第７号－1（除外）

地図・図面：　[redacted]　農振除外－1
申出区分　：　農用地からの除外
申請地　　：　[redacted]　畑　60 ㎡
併用地　　：　無
除外前用途：　農地
除外後用途：　非農家の自己住宅
土地所有者：　[redacted]
土地利用者：　[redacted]
農地区分：　２種農地
【施設概要】　カーポートの設置
【利用率】　　土地面積 559.54 ㎡　建築面積 199.50 ㎡　35.650％（≧22％）
【資金内訳】　造成・建築済みのため資金調達なし

譲受人は、隣接地である[redacted]の土地にて宅地拡張を行った際に、カーポートを設置し利用してきました。しかしながら、今回周辺の測量を実施した際に、隣接土地である本申請地に越境して設置していたことが判明し、無断転用状態を解消するため、申請するものです。

【工事着工時期】　令和２年８月
【供用開始時期】　令和２年８月
【造成】　造成済（50㎝の盛土後、コンクリート舗装）
【排水】　造成済（雨水：ため桝から北側水路へ放流
汚水：合併浄化槽による処理後、北側水路へ放流）

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び[redacted]組合、[redacted]水利組合の連名による意見書が添えられております。

申請人からは、本申請地において未申請のまま放置してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。
これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第１３条第２項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長
議案第７号についてご質問はございませんか。

委員一同
なし

議長
議案第７号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、報告第１号について事務局より説明を願います。

事務局
報告第１号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は１件です。

報告１－1

貸付人：[redacted]
借受人：[redacted]
転貸人：高松市仏生山町　　香川県農地機構
申請地：[redacted]　田　729 ㎡
解約日：令和 8 年 9 月 30 日
耕作目的の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いします。

議長
　　報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同
　なし

議長
　続きまして、報告第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局
　報告第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げについて説明致します。今月は 1 件ございます。

報告第 2 号
　届出地は 8 月の農業委員会にて 3 条許可の申請があった土地です。

　地　図：[redacted]
　権利等：　所有権移転　有償売買　総額 30 万円
　申請地：[redacted]　畑　235 ㎡
　譲渡人：[redacted]
　譲受人：[redacted]
　理由につきましては、譲渡し人と譲受人の間で締結している売買契約が解除となったため、許可申請の取下げ願いが提出されたものです。

　以上、よろしくお願い致します。

議長
　報告第 2 号について、ご質問はありませんか。

委員一同
　なし

議長
　続きまして、報告第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局
　農地法第 3 条競公売買受適格証明について説明致します。今月は 1 件です。
　今回の高松地方裁判所民事部不動産執行係の行う、担保物件の競売入札については、令和 8 年 9 月 25 日から 10 月 2 日まで行われます。競公売に参加しようとする者は、耕作目的の競公売買受適格証明を受ける必要がありますので、事務局にて申請内容を審査した上で問題ないと判断し農業委員会会長へ報告・現地確認を実施したうえで競公売買受適格証明を行っております。
　提出された農業委員会は、その後の事務処理の迅速化を図るため、証明と同時に 3 条許可の審議を同時に行うこととなっており、農業委員会で承認を受ける必要があります。

報告第 3 号-1
　地　図：　[redacted]
　権利等：　証明願
　申請地：　[redacted]　田　873 ㎡外 5 筆　合計 5,235 ㎡
　譲渡人：　故[redacted]相続財産
　譲受人：　[redacted]
　高松地方裁判所民事部不動産執行係の行う入札(競売)に参加するため、農地法第 3 条の買受適格者証明願の申請を行うものです。
　申請者の経営面積は綾川町にはないものの高松市にて 9,745 ㎡あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されていること、[redacted]農業委員会に確認しております。
　申請人の農作業の従事日数予定は、300 日で、作付け品目は、野菜を予定しています。露地・施設野菜の作付け計画であることから、周囲への影響は無いものと考えます。
対象農地までの通作距離は、15km、車で 24 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。
　また、本案件につきましては落札後に、[redacted]地方裁判所の落札証明等を受け、農地法 3 条の申請が即時、出されることになります。その際には、当該競公売買受適格証明の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、定例会の審議なく許可してよろしいか、あわせてご審議の程よろしくお願いします。

議長
　　報告第 3 号について、ご質問はありませんか。

委員一同
　なし

事務局

議長
　続きまして、報告第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局
　今月は地域計画からの除外が 1 件となっております。
　議案書 P. 16 をご覧ください。
　陶地区において地域計画に位置付けられている農地について、農地転用のため、地域計画から除外するものです。
　今回の対象農地は、議案第 7 号の「綾川町農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について」でも協議した農地であり、農地転用のために地域計画からの除外を行うものとなっております。
　農用地利用計画の変更や農地転用を行う際には、地域計画の達成への支障がないことが要件の一つとなっており、地域計画の達成へ支障が出ないように転用申請等に先駆けて対象農地を地域計画の区域から除外する手続きを行っております。
　続いて、議案書 P. 17 をご覧ください。
　変更を行う地区の地域計画について、新旧対照表を記載してあります。変更箇所については、下線で表示しており、除外をすることによって数値の変更がありましたので、それを表示しております。
　地域計画の変更手続きについては、2 週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定しております。説明は以上でございます。

議長
　報告第 4 号について、ご質問はありませんか。

委員一同
　なし

議長
　　以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。
　　それでは、採決に入ります。
　本日提案された第 1 号議案から第 7 号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同
　全員挙手

議長
　全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理
　本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第７回定例農業委員会を閉会いたします。

　　午後　１０時　２０分　　閉会